

令和5年度

糸島市

一般（指名）競争入札参加資格審査申請要領
（建設工事・測量等・物品役務）

受付期間

令和5年6月 1日（木）から

令和5年6月30日（金）まで

注 意

複数の業種（①建設工事②測量等③物品役務）を申請される場合は、それぞれ申請が必要です。



糸 島 市

～～ 目 次 ～～

| | |
|----------------------------|------|
| 一般（指名）競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ | 1 P |
| 1 競争入札参加者に必要な資格 | 3 P |
| 2 申請区分業種 | 6 P |
| 3 申請に必要な書類 | 29 P |
| 4 電子申請の入力 | 48 P |
| 5 補正手続きについて | 48 P |
| 6 競争入札参加資格の認定及び公表 | 48 P |
| 7 競争入札参加資格の有効期間 | 49 P |
| 8 よくある質問（FAQ） | 51 P |
| 9 問合せ先 | 57 P |

※その他申請に必要な書類は、糸島市ホームページ上でダウンロードできますので、サイト上の注意事項をよく読んで確認してください。

一般（指名）競争入札参加資格審査申請の完了までの流れ
（手続き方法）

①入札参加資格を確認してください。 → P 3

②希望する申請区分業種は、下記のページまたは別紙「申請区分業種分類表（建設工事）、（測量等）、（物品役務）」で確認してください。
→ P 16～28

※申請後の希望業種の変更はできません。

③入札参加資格審査申請書（Excel）」に必要事項を記入してください。

「入札参加資格審査申請書（Excel）」をダウンロードし、必要事項を入力してください。

※申請書はエクセルファイルのまま保存しておいてください。

④申請に必要な書類を準備してください。

証明書等事前に準備できる書類は、電子申請前までに準備してください。

→ P 29～47

※③入札参加資格審査申請書以外の提出書類のうち、該当するものをすべてそろえ、PDFデータにしてください。他の形式ではアップロードできません。押印が必要なものは一度紙出力し、押印後、PDF化してください。

※各種証明書等の有効期限は申請日の3ヶ月前までです。

※電子申請までに変更の予定がある方は、変更後の内容で準備してください。間に合わない場合は、事前にお知らせください。

⑤申請期間内に電子申請を行ってください。 → P 48

【申請期間】

令和5年6月1日（木）～令和5年6月30日（金）

操作マニュアルに従って、申請書（Excel）および添付書類（PDF）をすべてアップロードし、申請を完了させてください。

※URLについては、「糸島公式市ホームページ」→「企業・事業者」→「入札・契約情報」→「指名登録」→「令和5年度 糸島市一般(指名)入札参加資格審査申請の受付について」ページの電子申請サイト（外部サイト）をクリックしてください。ただし、予告なくホームページの改修等によりアドレスが変わることがあります。

【入力時間】

電子申請サイトは、期間中 24 時間利用できます。(土日祝日入力可能)

※ただし、メンテナンス等により、一時的に利用できないことがあります。

【問合せ日時】 土・日・祝日を除く

平日 8 時 30 分～12 時 / 13 時～17 時 15 分

【問合せ先】 糸島市役所 経営戦略部 財政課 契約検査係

電話：092-332-2102 FAX:092-324-0239

⑥申請後のメールの確認

市の審査が完了すると、「受理」または「差し戻し(補正要求)」メールが送信されます。「差し戻し(補正要求)」メールが到着した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

※申請は申請期間中のみ受け付けます。申請状況については、「申請受付書の印刷」で確認することができます。手続きが終了しなかった申請は、申請期間終了後に取り消されます。

⑦男女共同参画推進状況の入力について（全事業者対象）

申請書の末尾に男女共同参画推進状況の入力欄がありますので、入力へのご協力をお願いします。なお、複数の申請をされる事業者については、どれか 1 つの申請書の入力のみで結構です。

※委任先（支店等）で申請の場合は、委任先の情報で入力してください。不明な場合は本店の情報でも構いません。

⑧電子申請を行うために必要な環境

●インターネット環境

●ブラウザ

Microsoft Edge(最新版)、または Google Chrome(最新版)

※Microsoft Internet Explorer は使用できません。

●メールソフト

●Microsoft Excel (2007 以降)

1 競争入札参加者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格の審査について

本要領に基づく競争入札参加資格審査申請において、申請書類等について虚偽の記入をした者、重要事項について意図的に記入しなかった者、不正な手段を用いて競争入札参加資格の認定を受けたと認められる者又は経営状況が著しく不健全であることが審査の過程等で判明した場合は、不認定又は認定の取消を行うことがあります。

また、本市の競争入札参加資格審査申請を行う者については、申請時点でこのことを承諾したものとみなし、審査を行うこととします。

(2) 競争入札に参加するために必要な資格

糸島市では下記の要件のいずれにも該当しないことが、競争入札参加資格の必須要件としています。

- a. 地方自治法施行令第167条の4に該当する者。
- b. 糸島市指名停止等措置規程別表第3に該当する者。
- c. 糸島市税を滞納している者。
- d. 消費税及び地方消費税を滞納している者。
- e. 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- f. 営業に関し法律上必要とする資格を有していない者。

【参考資料】 地方自治法施行令（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者（※1）
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

※1 能力を有しない者とは、成年被後見人、被保佐人、被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者及び未成年で営業の許可を受けていない者をいう。

【参考資料】系島市指名停止等措置規程（抜粋）

別表第3 暴力的組織等に対する措置基準

| | |
|--|--|
| <p>1 次のア又はイに該当するものとして県警察本部から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織(以下「暴力的組織」という。)である建設業者等</p> <p>イ 代表役員等又は一般役員等(役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下「役員等」という。)が、暴力的組織を構成し、又は構成するとみなされる者(以下「構成員等」という。)となっている建設業者等</p> <p>2 次のアからカまでのいずれかに該当するものとして県警察本部から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用している建設業者等</p> <p>イ 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した建設業者等</p> <p>ウ 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用した建設業者等</p> <p>エ 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与した建設業者等</p> <p>オ 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用し、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与した建設業者等</p> <p>カ 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している建設業者等役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している建設業者等</p> | <p>当該認定をした日から36月</p> <p>アからオまでについては当該認定をした日から24月、カについては当該認定をした日から18月</p> |
| <p>3 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止に関する法律、刑法、暴力行為等処罰ニ関スル法律若しくは福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)の規定による罰金刑を宣告されたとき(同号アからカまでのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。)</p> | <p>当該認定をした日から36月</p> |
| <p>4 建設業者等が、市発注工事等の請負契約に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受け、若しくは不当介入による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとして県警察本部から通知があり、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> | <p>当該認定をした日から4月</p> |

2 申請区分業種

申請区分業種は、16から28のとおりです。同表を参照し、希望する申請区分業種を申請してください。なお、建設工事については糸島市内の営業所とそれ以外では希望できる営業種目数が異なります。

また、同表に記載のない業種は、同表中の「その他」または類似した業務を希望してください。

| 申請区分 登録事業所 | 建設工事 | 測量等 | 物品役務 |
|------------------|---|---|---|
| 糸島市内の営業 所で申請者 | 営業種目は、第1希望から第3希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2～3希望は参考とする。 | 営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。 | 営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。 |
| それ以外 | 営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。 | 営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。 | 営業種目は、第1希望から第2希望まで申請が可 (一つの営業種目につき三つの専門分野までの登録が可) 第2希望は参考とする。 |

▼下記の申請区分業種を希望する方で、官公庁への届出・許可・免許等を必要とする業種があります。該当する業種を希望する方は、届出、許可等の写しを必ず提出していただきますので、事前の準備をお願いします。

(建設工事)

- ①建設業の許可通知書の写し
- ②直近の経営事項審査結果通知書の写し
- ③浄化槽法による届出書の写し(管工事に係る該当者のみ)

(測量等)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|---------------------------------------|---|
| 測量（登記手続き以外） | 測量法に基づき測量業者の登録を行っている者。 |
| 測量（登記手続き） | 土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士登録を行っている者または司法書士法に基づく司法書士登録を行っている者。 |
| 土木設計 | 国土交通省に建設コンサルタント業の届出を行っている者。 |
| 建築設計 （建築設計監理、建築設備設計、構造設計、耐力度調査・診断） | 建築士法第23条に基づく建築士事務所の登録を受けた者。 |
| 建築物点検 | 1級建築士、2級建築士、建築基準適合判定資格者、特殊建築物等調査資格者のいずれかを配置できる者。 |
| 建築設備点検 | 1級建築士、2級建築士、建築基準適合判定資格者、建築設備検査資格者のいずれかを配置できる者。 |
| 地質調査 | 国土交通省に地質調査業の届出を行っている者。 |
| 補償（不動産鑑定以外） | 国土交通省に補償コンサルタント業の届出を行っている者。 |
| 補償（不動産鑑定） | 不動産の鑑定評価に関する法律第22条に基づき不動産鑑定業者の登録をおこなった者で不動産鑑定士が配置できる者。 ただし、建築物に関する調査若しくは鑑定のみの場合には建築士法に基づく建築士事務所の登録でも可。 |
| 諸調査（計量証明） | 各都道府県において計量証明事業者登録（質量・堆積・熱量・水・土壌・大気・音圧レベル・振動加速度レベル・特定濃度等）を行った者。（一般・環境・特定に応じた登録が必要） |

(測量等)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|-------------|---|
| 諸調査（計量証明以外） | 該当なし。ただし、カメラ調査においては、日本下水道管路管理業協会が指定する専門技術者を配置できる者、漏水調査においては、漏水調査技術資格試験、漏水調査士等の配置できる者、電気通信設備設計調査においては、相応する技術者が配置できる者が望ましい。 |

※希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

(物品役務)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|------------------|---|
| 事務・教育用品 | 該当なし。 |
| 電気機械器具 | 該当なし。 |
| 機械器具 | 該当なし。 |
| 医療・理化学・計測機械器具・薬品 | 希望する専門分野において、相応する医療機器製造販売業許可を受けた者、高度管理医療機器等販売業許可を受けた者、管理医療機器販売届を行った者、薬局解説許可を受けた者、医薬品販売業許可を受けた者、麻薬卸売業者の免許を受けた者、高圧ガス販売事業届を行った者、毒物劇物販売業登録を行った者、特定計量器販売（修理）事業届出書または計量器販売（修理）事業登録証を受けた者。 |
| 繊維製品 | 該当なし。 |
| 車両 | 指定自動車整備事業指定を受けた者又は自動車分解整備事業認証を受けた者。ただし、自動車用品のみ希望する者は該当なし。 |
| インテリア用品 | 該当なし。 |
| 資材 | 該当なし。 |
| 農林漁業用品 | 毒物劇物販売業登録を行った者、農薬販売届を行った者。 |
| 燃料 | 石油販売業開始届、揮発油販売業者登録を行った者、液化石油ガス販売事業登録を行った者、高圧ガス販売事業届を行った者。 |
| 印刷 | 該当なし。 (印刷技能士が配置できることが望ましい。) |
| 日用雑貨 | 該当なし。 |
| 食料品 | 該当なし。 |
| クリーニング | 該当なし。 |
| 看板 | 該当なし。ただし、屋外看板または標識製作設置を希望する者は、福岡県屋外広告物条例に基づく登録及び1級建築士、2級建築士、屋外広告士のいずれかを配置できる者。 |
| その他 | 該当なし。 ただし、希望する専門分野において、必要とする資格等がある場合は、それに相応する者。 |

(物品役務)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|--|--|
| 建物サービス (ビル総合管理、建物清掃、高架水槽清掃、排水管清掃、建築物空気環境測定) | 建築物清掃業の登録を受けた者、建築物空気環境測定業の登録を受けた者、建築物空気調和ダクト清掃業の登録を受けた者、建築物飲料水水質検査業の登録を受けた者、建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けた者、建築物排水管清掃業の登録を受けた者、建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた者、建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた者、厚生労働省登録簡易専用水道検査機関の認定を受けた者が望ましい。 |
| 建物サービス (浄化槽保守) | 浄化槽管理士を配置できる者かつ糸島市内での収集許可(事業系一般廃棄物)を受けた者。 |
| 建物サービス (ボイラー保守) | ボイラー技士またはボイラー整備士を配置できる者が望ましい。 |
| 建物サービス (空調機保守) | 建設業許可(管工事)を受けた者または冷凍機械責任者、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、冷媒フロン類取扱技術者、高圧ガス製造保安責任者等を配置できる者が望ましい。 |
| 建物サービス (電気工作物保守) | 電気主任技術者または電気工事士を配置できる者。 |
| 建物サービス (消防設備保守) | 消防設備士または消防設備点検資格者を配置できる者。 |
| 建物サービス (エレベータ保守) | 昇降機検査資格者または1級建築士、2級建築士を配置できる者。 |
| 建物サービス (通信設備保守) | 総合無線・海上無線・航空無線通信士、陸上無線・海上特殊無線・航空特殊無線・陸上特殊無線技術士、電気通信主任技術者、電気通信設備工事担任者を配置できる者が望ましい。 |
| 建物サービス (自動扉保守) | 自動ドア施工技能士を配置できる者が望ましい。 |
| 施設管理 | 下水処理施設維持管理業者登録を受けた者、プール衛生管理者講習受講者、水道施設管理技士を配置できる者が望ましい。 |

※希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

(物品役務)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|---|--|
| 警備 (常駐警備・巡回警備) | 警備業法に基づき、本社が所在する都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。また、支店等の代理人として登録する場合で本社が福岡県外にある場合は、同法に基づき、福岡県公安委員会に営業所設置等について届出を行っている者。常駐警備認定証を交付された者。 |
| 警備 (機械警備) | 警備業法に基づき、本社が所在する都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。また、支店等の代理人として登録する場合で本社が福岡県外にある場合は、同法に基づき、福岡県公安委員会に営業所設置等について届出を行っている者。 また、専門分野において機械警備業務を希望する者は、機械警備業務の届出を行った者で機械警備業務管理者が常駐している者。 |
| 消毒 (建物消毒) | 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けた者が望ましい。 |
| 消毒 (白蟻駆除) | 事業者が登録施工業者会員証を有し、かつ、しるあり防除施工士を配置できる者が望ましい。 |
| 運送 (引越・移転、美術品運送) | 一般貨物自動車運送事業許可を受けた者、貨物軽自動車運送事業届出を行った者。 |
| 運送 (バス等運行) | 旅客事業者運送事業の免許または許可を受けた者。 |
| 映画・広告 | 該当なし。 |
| 写真・製図 | 該当なし。 |
| 情報処理 (電算処理業務、ソフトウェア開発、ネットワーク構築、情報セキュリティ構築、データ復旧・データ抹消) | 「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所」認定企業またはプライバシーマーク使用許諾を受けた者、情報セキュリティアドミニストレーター資格者またはシステムアドミニストレーター資格者を配置できる者が望ましい。 |
| 情報処理 (総合リース) | 該当なし。 |

(物品役務)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|--|--|
| 賃貸借 (事務用機器) | 医療機器のリースを希望する者は、高度管理医療機器等賃貸業許可を受けた者。 |
| 賃貸借 (自動車) | 国土交通省(運輸局)から自家用自動車有償貸渡許可を受けた者。 |
| 賃貸借 (測量・光学機器、マット・モップ類、建設機械、仮設トイレ、プレハブ・物置) | 該当なし。 |
| サービス (イベント(催事・展示等の企画設営等業務)) | 該当なし。ただし、イベント業務管理士の資格を有する者を配置できる者が望ましい。 |
| サービス (トラベルサービス) | 旅行業務取扱管理者を配置できる者。 |
| サービス (人材派遣) | 一般労働者派遣事業許可または特定労働者派遣事業届出を行った者。 |
| サービス (外国語指導助手) | 該当なし。ただし、労働局やJET要件を満たす者が望ましい。 |
| サービス (給食調理業務) | 調理師または栄養士(管理栄養士)、食品衛生責任者を配置できる者で、過去2年以内に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく処分を受けた者でないこと。また、営業許可や届出を行った者。 |
| サービス (研修企画・運営) | 該当なし。 |
| サービス (健康指導・介護指導) | 健康運動指導士または介護予防運動指導員を配置できる者が望ましい。 |
| サービス (翻訳・通訳・速記等) | 該当なし。ただし、通訳案内士、速記技能検定合格者、語学に堪能な者を配置できる者が望ましい。 |
| サービス (健康診断) | 医師、看護師、保健師等を配置できる者。 |

※希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

(物品役務)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|------------------------|---|
| サービス (メンタルヘルス診断・研修) | 医師、臨床心理士、精神保健福祉士等を配置できる者が望ましい。 |
| サービス (講師派遣) | 該当なし。 |
| 調査 | 該当なし。 ただし、土木設計の類似業務は、建設コンサルタント業の届出を行った者、統計調査を希望する者は、統計調査士を配置できる者が望ましい。 |
| その他 (レセプト点検) | 医療事務認定試験の合格者を配置できる者が望ましい。 |
| その他 (封入封緘作業) | 該当なし。 |
| その他 (会議録作成) | 該当なし。 ただし、速記技能検定合格者を配置できる者が望ましい。 |
| その他 (産業廃棄物収集運搬・処分) | 産業廃棄物収集運搬業または産業廃棄物処分業の許可を受けた者。 |
| その他 (文化財保存修理・修復・調査) | 重要文化財建造物またはそれに準じる歴史的・伝統的建造物に対する伝統的な工法による工事設計の経験者でかつ高度な技術および見識を有する者。 |
| その他 (火葬残骨灰処理) | 埋却場を有し、かつ埋却可能処理量を十分に要する者で、周辺環境に配慮し、墓地埋葬等に関する法律および関係自治体等の条例に適合した者。 |
| その他 (森林整備) | 該当なし。 |
| その他 (広報物等配布・搬送) | 該当なし。 信書便運送を希望する者は、一般信書便事業者または特定信書便事業者の許可を受けた者。 |
| その他 (地下燃料タンク法定検査等) | 地下タンク等定期点検技術者講習受講者および危険物取扱者(乙種第4類・丙種)の合格者を配置できる者。 |

(物品役務)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|----------------------|--|
| その他 (上下水道事業料金徴収等) | 水道料金等の調定・収納・徴収に係る電算システムの開発および運用実績を有し、かつ、水道料金徴収(公共料金の徴収を含む。)に係る業務実績を有し、2年以上の実務経験を有する業務責任者を配置でき、かつ、給水装置工事主任技術者および排水設備工事責任技術者の資格を有する者を配置できる者。 |
| その他 (草刈清掃業務) | 該当なし。 ただし、造園に係る建設業許可を受けた者で、技術士(建設・環境・農業・森林部門)、造園施工管理技士または造園技能士を配置できる者が望ましい。 |
| その他 (電力供給) | 「電気事業法」第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者。 |
| その他 (船舶修理) | 「造船法」第6条による届出または「小型船造船業法」による登録を受けた者。 |
| その他 (損害保険) | 一般社団法人日本損害保険協会の定める損害保険代理店試験に合格した事業者。 |
| その他 (緊急通報サービス) | 該当なし。 |
| その他 (ドローン調査) | 該当なし。 |
| その他 (遊具保守点検) | 機械器具設置工事に係る建設業許可を受けた者で、技術士(機械部門)、公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設点検技士、遊具施設診断士のいずれかを配置できる者が望ましい。 |

※希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

(物品役務)

| 申請区分 | 必要な資格・届出・許可等 |
|-----------------------|---|
| その他 (水力・太陽光発電設備保守) | 「電気事業法」の規定に基づく主任技術者を選任できる者。 |
| その他 (路面清掃) | 該当なし。 |
| その他 (学力等調査) | 該当なし。 |
| その他 (情報機器買取) | 古物商許可を有する者、産業廃棄物処分業許可を有する者、産業廃棄物収集運搬業許可を有する者、引取業者登録事業者、情報機器等のデータ消去を確実に履行できる者。 |

※希望業種が上記項目に該当する場合は、その許可証明書またはその写しを添付すること。

申請区分業種分類表（建設工事）

| 営業種目 | 専門分野 |
|------------|--|
| 土木一式工事（01） | 一般土木工事（0101） 橋梁上部工工事（0102） 下水道工事（0103） スポーツ施設工事（0105） 港湾工事（0106） 管路更生工事（0107） その他（0199） |
| 建築一式工事（02） | SRC、RC造建築工事（0201） 木造建築工事（0202） 鉄骨造建築工事（0203） プレハブ建築工事（0204）※リースに伴う工事を含む。 その他（0299） |
| 舗装工事（03） | アスファルト舗装工事（0301） スポーツ舗装工事（0302） その他（0399） |
| 電気工事（04） | 建築電気設備工事（0401） 電気計装設備工事（0402） 道路・防犯灯設備工事（0403） 蓄電池設備工事（0404） 舞台照明設備工事（0405） 受変電設備工事（高圧・特圧）（0406） その他（0499） |
| 電気通信工事（05） | 放送機械設備工事（0501） 電話設備工事（0502） 無線電気通信設備工事（0503） データ通信・情報制御設備工事（0504） TV共聴・電波障害防除設備工事（0505） 監視設備工事（0506） その他（0599） |

申請区分業種分類表（建設工事）

| 営業種目 | 専門分野 |
|--------------------|--|
| 管工事（06） | 給排水衛生設備工事（0601）※給水管布設工事を含む。 空調設備工事（0602） 浄化槽設置工事（0604） 厨房設備工事（0605） ガス管工事（0606） その他（0699） |
| 水道施設工事（07） | 取水施設工事（0701） 浄水・配水施設工事（0702）※配水管布設工事を含む。 下水道処理設備工事（0703） その他（0799） |
| 造園工事（08） | 造園一式工事（0801） 植栽・地被工事（0802） その他（0899） |
| とび・土工・コンクリート工事（09） | 交通安全施設工事（0901）※区画線は16塗装工事 法面処理工事（0902） グラウト工事（0903） フェンス工事（0905） その他（0999） |
| 防水工事（10） | アスファルト防水工事（1001） 塗膜・シート防水工事（1002） 注入防水工事（1003） モルタル防水工事（1004） その他工事（1099） |
| 鋼構造物工事（11） | 水門設備工事（1101） 橋梁設備工事（1102） 屋外広告工事（1103） 鋼鉄柵の製作設置工事（1104） 橋梁補修工事（鋼橋）（1105） その他（1199） |

申請区分業種分類表（建設工事）

| 営業種目 | 専門分野 |
|------------------|--|
| 機械器具設置工事 (12) | 体育遊戯施設設置工事（1201） プールろ過設備工事（1202） ポンプ設備工事（1203） 昇降機設備工事（1204） 塵芥機器設置工事（1205） 舞台装置設備工事（1206） プラント設備工事（1207） その他（1299） |
| 消防施設工事（13） | 消火設備工事（1301） 火災警報設備工事（1302） 避難・救助設備工事（1303） 非常警報設備工事（1304） その他（1399） |
| 内装工事（14） | インテリア工事（1401）※全般 畳・襖工事（1402） 家具工事（1403） 展示施設工事（1404） 黒板工事（1405） その他（1499） |
| 建具工事（15） | 木製建具工事（1501） 金属製建具工事（1502） シャッター取付工事（1503） 自動ドア取付工事（1504） その他（1599） |
| 塗装工事（16） | 建物塗装・溶射工事（1601） 路面標示工事（1602） その他（1699）※橋梁塗装工事などを含む。 |
| 清掃施設工事（17） | ごみ処理施設工事（1701） し尿処理施設工事（1702） |
| 大工工事（18） | 大工工事（1801） |
| 左官工事（19） | 左官工事（1901） |
| 石工事（20） | 石工事（2001） |
| 屋根工事（21） | 屋根工事（2101） |

申請区分業種分類表（建設工事）

| 営業種目 | 専門分野 |
|-------------------|---------------------|
| タイル・煉瓦・ブロック工事（22） | タイル・煉瓦・ブロック工事（2201） |
| 鉄筋工事（23） | 鉄筋工事（2301） |
| しゅんせつ工事（24） | しゅんせつ工事（2401） |
| 板金工事（25） | 板金工事（2501） |
| ガラス工事（26） | ガラス工事（2601） |
| 熱断熱工事（27） | 熱断熱工事（2701） |
| さく井工事（28） | さく井工事（2801） |
| 解体工事（29） | 解体工事（2901） |

申請区分業種分類表（測量等）

| 営業種目 | 専門分野 |
|----------|--|
| 測量（31） | 測量一般（3101） 航空測量（3102） 地図の調製（3103） 住居表示（3104） 登記手続（3105） 台帳整備（3106）※道路、上下水道等 その他（3199） |
| 土木設計（32） | 上水道（3201） 下水道（3202） 造園（3203） 都市計画・地方計画（3204） 道路（3205） 河川・砂防（3206） 鋼構造・コンクリート（3207） 農業土木（3208） 森林土木（3209） 宅地造成（3210） 区画整理（3211） 港湾及び空港（3212） 電気電子（3213） 廃棄物（3214） その他（3299） |
| 建築設計（33） | 構造設計（3303） 耐力度調査・診断（3304） 建築設計（大規模公益施設 $2,000\text{ m}^2 \leq A$ ）（3305） 建築設計（小規模公益施設 $0 \leq A < 2,000\text{ m}^2$ ）（3306） 建築物点検（3307） 建築設備点検（3308） 建築設備設計監理（3309） その他（3399） |

申請区分業種分類表（測量等）

| 営業種目 | 専門分野 |
|----------|--|
| 地質調査（34） | ボーリング（3401） CBR（3402） 水源調査（3403） その他（3499） |
| 補償（35） | 土地・建物損失補償（3501） 営業・特殊補償（3502） 不動産鑑定（3503） その他（3599） |
| 諸調査（36） | 計量証明（一般）（3601）※質量・体積・熱量の分析 上下水道管調査（3602）※漏水調査、カメラ調査など 電気通信設備設計調査（3603） 計量証明（環境）（3604）※水質・土壌・大気等の分析 その他（3699） |

申請区分業種分類表（物品役務）

| 営業種目 | 専門分野 |
|----------------------|---|
| 事務・教育用品（41） | 事務用品（4101） 体育用品（4102） 教材（4103） 事務用機器（4104） 音楽用品（4105） 書籍（4106） 印判（4107） スチール製品（4108） その他事務用品（4199） |
| 電気機械器具（42） | 家電製品（4201） 放送機器（4202） 教育用機器（4203） 電気設備機器（4204） 情報処理機器（4205） 通信機器（4206） その他電気機械器具（4299） |
| 機械器具（43） | 一般用機器（4301） 産業用機器（4302）※農業用機器含む 厨房用機器（4303） 光学機器（4304） 時計（4305） 防災用機器（4306） 家庭用機器（ミシン、織機）（4308） その他機械器具（4399） |
| 医療・理化学・計測機械器具・薬品（44） | 医療用機器（4401） 理化学機器（4402） 計測機器（4403） 一般計量機器（4404） 測量用機器（4405） 量水器（4406） 工業用薬品（4407） 医薬品（4408） その他医療・理化学・計測機械器具・薬品（4499） |

申請区分業種分類表（物品役務）

| 営業種目 | 専門分野 |
|-------------|--|
| 繊維製品（45） | 作業服・事務服（4501）※消防用制服含む 寝具（4502） 染色（4503） 靴・鞆・合羽（4504） その他繊維製品（4599） |
| 車両（46） | 自動車修理・販売（4601） 特殊車両（4602） 自動車用品（4604） その他車両（4699） |
| インテリア用品（47） | 家具（4701） カーテン・ブラインド・絨毯（4702） 緞帳・暗幕（4703） その他インテリア用品（4799） |
| 資材（48） | 土木建築資材（4801） 水道用機材（4802） 下水道用機材（4803） 保安用品（4804） 交通安全機材（4805） 選挙用品（4807） 船舶・潜水用品（4808） ごみ・し尿処理施設関連資材（4809） 環境保全資材（4810） その他資材（4899） |
| 農林漁業用品（49） | 植木（4901） 肥料（4902） 種苗（4903） 園芸用品（4904） 農薬（4905） 農林漁業用品（4906） その他農林漁業用品（4999） |
| 燃料（50） | 石油製品（5001） プロパンガス（5002） その他燃料（5099） |

申請区分業種分類表（物品役務）

| 営業種目 | 専門分野 |
|------------|--|
| 印刷（51） | 一般印刷（5101） フォーム印刷（5102） 特殊印刷（5103）※偽造防止用紙、圧着封筒、圧着 ハガキ含む 製本（5105） 軽印刷（5107） その他印刷（5199） |
| 日用雑貨（52） | 金物・荒物（5201） 記念品（5202） 標識・標札（金属・プラスチック）（5203） 宣伝用品（5204） ごみ袋（5205） その他雑貨（5299） |
| 食料品（53） | 食料品（5301） |
| クリーニング（54） | クリーニング（5401） |
| 看板（55） | 看板（5501） |
| その他（56） | 鳥獣対策（5601） 鉄・非鉄買受（5602） プレハブ販売（5603） 舞台照明（5606） その他物品（5699） |

申請区分業種分類表（物品役務）

| 営業種目 | 専門分野 |
|------------|---|
| 建物サービス（57） | ビル総合管理（5701） 建物清掃（5702） 高架水槽清掃（5703） 排水管清掃（5704） 浄化槽清掃（5705） ボイラー保守（5706） 空調機保守（5707） 電気工作物保守（5708） 消防設備保守（5709） エレベータ保守（5710） 通信設備保守（5711） 自動扉保守（5712） その他建物サービス（5799） |
| 施設管理（58） | プール浄化装置保守（5801） 下水道処理施設保守・運転管理（5802） 清掃施設保守・運転管理（5803） 上水道施設保守（5804） その他施設管理（5899） |
| 警備（59） | 常駐警備（5901） 巡回警備（5902） 機械警備（5903） 雑踏・交通誘導警備（5905） その他警備（5999） |
| 消毒（60） | 建物消毒（6001） 白蟻駆除（6003） 防疫防除（6005） その他消毒（6099） |
| 運送（61） | 引越・移転（6101） 美術品運送（6102） バス等運行（6103）※管理、運転手手配を含む その他運送（6199） |

申請区分業種分類表（物品役務）

| 営業種目 | 専門分野 |
|-----------|--|
| 映画・広告（62） | 映画・ビデオ・広告の製作（6201） デザイン製作（6203） ウェブデザイン製作（6204） 新聞・テレビ・ラジオ等の広告代理業務（6205） その他映画・広告（6299） |
| 写真・製図（63） | 写真撮影・現像・焼付（6301） マイクロフィルム（6302） その他写真・製図（6399） |
| 情報処理（64） | 電算処理業務（6401） ソフトウェア開発（6402） 総合リース（6403） ネットワーク構築（6407） 情報セキュリティ構築（6408） データ復旧・データ抹消（6409） その他情報処理（6499） |
| 賃貸借（65） | 産業用機器（6501） 測量・光学機器（6502） マット・モップ類（6503） 事務用機器（6505） 自動車（6506） 仮設トイレ（6507） プレハブ・物置（6508） その他賃貸借（6599） |

申請区分業種分類表（物品役務）

| 営業種目 | 専門分野 |
|----------|--|
| サービス（66） | イベント（6601） トラベルサービス（6602） 人材派遣（6603） 外国語指導助手（6605） 給食調理業務（6606） 研修企画・運営（6607） 健康指導・介護指導（6608） 翻訳・通訳・速記等（6609） 健康診断（6610） メンタルヘルス診断・研修（6611） 講師派遣（6612） 窓口等業務（6613） その他サービス（6699） |
| 調査（67） | 市場調査（6701） 世論調査（6702） マーケットリサーチ（6703） 統計調査（6706） その他調査（6799） |

申請区分業種分類表（物品役務）

| 営業種目 | 専門分野 |
|---------|--|
| その他（68） | レセプト点検（6801） 封入封緘作業（6802） 会議録作成（6803） 産業廃棄物収集運搬・処分（6804） 文化財保存処理・修復・調査（6805） 火葬残骨灰処理（6806） 森林整備（6807） 広報物等配布・搬送（6808） 地下燃料タンク法定検査等（6809） 上下水道事業料金徴収等（6811） 草刈清掃業務（小規模）（6812） 電力供給（6813） 船舶修理（6814） 損害保険（6815） 緊急通報サービス（6816） ドローン調査（6817） 遊具保守点検（6818） 水力・太陽光発電設備保守（6819） 路面清掃（6820） 学力等調査（6821） 情報機器買取（6822） その他（6899） |

3 申請に必要な書類

申請に必要な書類は以下の提出書類一覧とおりです。注意事項に留意し、提出してください。

| | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|
| <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 提出書類の記載に使用する言語は「日本語」です。 必ず糸島市指定様式を使用してください。 糸島市指定様式以外の書類（許可証の写し等）は「A4縦または横」で提出してください。 送付後の提出書類の差替えは原則できません。 各提出書類の詳細は P.31～P.47 を参照してください。 | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|

提出書類一覧

| No. | 提出書類 | 建設 工事 | 測量 等 | 物品 役務 | 提出 形式 | 備考 |
|-----|---|----------|---------|----------|----------|------|
| 1 | 入札参加資格審査申請書 | ○ | ○ | ○ | Excel | |
| 2 | 使用印鑑届 | ○ | ○ | ○ | PDF | |
| 3 | 委任状（※支店登録の場合のみ） | ○※ | ○※ | ○※ | PDF | 押印不要 |
| 4 | 承諾書 | ○ | ○ | ○ | PDF | 押印不要 |
| 5 | 誓約書兼同意書（暴力団排除） | ○ | ○ | ○ | PDF | 押印不要 |
| 6 | 建設業許可通知書または許可証明書 | ○ | × | × | PDF | |
| 7 | 経営事項審査結果通知書 | ○ | × | × | PDF | |
| 8 | 建設業許可添付書類（営業所一覧表（別紙二（2））又は営業所の許可が確認できるもの | ○ | × | × | PDF | |
| 9 | 建設業許可添付書類（専任技術者一覧表（別紙四））又は営業所の専任技術者が確認できるもの | ○ | × | × | PDF | |

| No. | 提出書類 | 建設 工事 | 測量 等 | 物品 役務 | 提出 方法 | 備考 |
|-----|---|----------|---------|----------|----------|---|
| 10 | 税の未納のない証明書 ～消費税・地方消費税～ | ○ | ○ | ○ | PDF | |
| 11 | 糸島市税の未納のない証明書 (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する者のみ) | ○ | ○ | ○ | PDF | 委任先含む |
| 12 | 所在地証明書 (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する 法人のみ) (個人事業主は不要) | △※ | △※ | △※ | PDF | ※設立間もなく、No.11 の証明書が糸 島市から発行 されない法人 のみ |
| 13 | 障がい者雇用状況の添付書類 「障害者手帳」等 | ○ | × | × | PDF | 該当者 のみ |
| 14 | 障がい者雇用状況の添付書類 「雇用証明書類」 | ○ | × | × | PDF | 該当者 のみ |
| 15 | 地域貢献活動評価申請書 (糸島市内の本店または支店等で 登録を希望する者のみ) | ○ | × | × | PDF | 該当者 のみ |
| 16 | 地域貢献活動評価の添付書類 「雇用契約書または採用通知書」 | ○ | × | × | PDF | 該当者 のみ 押印不要 |
| 17 | 地域貢献活動評価の添付書類 「賃金台帳または出勤簿」 | ○ | × | × | PDF | 該当者 のみ |
| 18 | 糸島市消防団協力事業所表示制度 実施要綱に係る認定証明書 (第6条関係様式第3号)(糸島市内の本 店または支店等で登録を希望する者の み) | ○ | × | × | PDF | 該当者 のみ |

| No. | 提出書類 | 建設 工事 | 測量 等 | 物品 役務 | 提出 方法 | 備考 |
|-----|----------------------------|----------|---------|----------|----------|-----------|
| 19 | 福岡県子育て応援宣言企業 登録証 | ○ | × | × | PDF | 該当者 のみ |
| 20 | 登録証明書等 (測量等・物品役務の該当者のみ) | × | ○ | ○ | PDF | 該当者 のみ |
| 21 | 財務諸表 | × | ○ | ○ | PDF | |

提出書類の説明

書類No.1：入札参加資格審査申請書

▼「入札参加資格審査申請書 (Excel)」を市ホームページよりダウンロードし、必要事項を入力してください。

※申請書はエクセルファイルのままで保存しておいてください。

書類No.2：使用印鑑届

▼糸島市との取引（契約）、委任状、各種文書に用いられる印鑑になります。
建設工事・測量等・物品役務のうち2業種以上を申請される方はそれぞれ提出してください。

▼使用する印鑑についての注意事項は次のとおりです。

- ①法人の場合はできるだけ商号、役職名が含まれた代表者の印鑑を使用印鑑としてください。会社印（角印）は使用を控えてください。
- ②法人かつ支店等での場合において、その代理人（支店長、営業所長等）が使用する印鑑等は、できるだけ商号、役職名が含まれた支店長等の印を使用印鑑としてください。
- ③個人の場合は代表者の印鑑を使用印鑑としてください。会社印（角印）は使用を控えてください。
- ④使用印鑑は必ずしも実印で無くても差し支えありません。
- ⑤実印を使用される場合でも、印鑑証明書の提出は不要です。

【見本】 使用印鑑届

使用印

上記の印鑑は、入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので、お届けします。

令和 年 月 日

糸島市長 月形 祐二 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

※法人の場合は、会社名及び代表者（支店長、所長等）を表す印章を使用すること。

なお、委任を受ける支店等がある場合、上記の所在地等の記入については、その委任先を記入すること。

また、使用印についてもその委任先の印章を押印すること。

ここは押印不要です。
支店登録は支店の商号で記入してください。

書類No.3：委任状

▼糸島市との取引において、代理人（支店）と行うのに必要な書類です。本店で登録される申請者は不要です。

▼記入についての注意事項は次のとおりです。

①すべての項目を委任できない場合は、代理人と定めることはできません。本店登録で申請してください。

| | | |
|-------------------------------------|---|---------------------|
| 【見本】 | 委 任 状 | |
| | 令和 年 月 日 | |
| 糸島市長 月形 祐二 様 | 所在地 | ここは本店の記入になります。 |
| | 商号又は名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| 私は、次の者を代理人と定め糸島市との下記事項に関する権限を委任します。 | | |
| 記 | | |
| 1 代理人 | 所在地 | ここは委任先（支店）の記入になります。 |
| | 商号又は名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| 2 委任事項 | 項目の二重取消線等での訂正又は抹消は出来ません。訂正や抹消されると登録できませんので、ご注意ください。 | |
| — 入札、見積に関する件 | | |
| — 契約の締結に関する件 | | |
| — 契約金、保証金及び前払金の請求受領に関する件 | | |
| — 復代理人の選出の件 | | |
| — 共同企業体結成に関する件 | | |
| — その他契約等に関わる一切の件 | | |
| 3 委任期間 | | |
| | 令和5年9月1日から令和7年8月31日まで | |
| | 以上 | |

書類No.4：承諾書

▼糸島市との取引や入札などの事務において、契約の公平性や透明性を確保するため、情報の公開を行っており、競争入札の内容、指名登録内容やそれに付随する内容の公表に関する承諾書となります。

ただし、個人情報や企業のノウハウ等に関する情報は一切公開いたしません。

▼記入についての注意事項は次のとおりです。

- ①提出されない場合は、指名登録自体ができません。
- ②都道府県公安委員会、公正取引委員会から資料提供を求められる場合は、提出することがあります。

| | | |
|--|--------------|---|
| 【見本】 | 承 諾 書 | |
| | | 令和 年 月 日 |
| 糸島市長 月形 祐二 様 | 所在地 | ※支店登録の場合 委任状で「入札・見積に関する件」で 委任を受けていますので、ここは委任 先（支店）を記入してください。 |
| | 商号又は名称 | |
| | 代表者氏名 | |
| 令和5年度の糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査申請をするにあたり、下記の項目について承諾いたします。 | | |
| 記 | | |
| 1 糸島市の規則等に基づき、該当申請内容について公表されること。 | | |
| 2 建設工事に申請する場合においては、工事成績評定点及び資格審査による総合数値等について公表されること。 | | |
| 3 他の公共機関等で指名停止等の処分を受けたときは、速やかに報告すること。 | | |
| ※委任を受ける支店等がある場合、所在地等の記入については、その委任先を記入すること。 | | |

書類No.5：暴力団排除に関する誓約書兼同意書（暴力団排除）

▼糸島市では、糸島市暴力団排除条例の施行に伴い、公共工事を含む公共調達からの暴力団排除策の強化に努めています。そのため、反社会勢力との関係性有無を確認する書類となります。

▼記入についての注意事項は次のとおりです。

- ①提出されない場合は、指名登録自体ができません。
- ②都道府県公安委員会に代表者（個人事業者を含む。）、役員（※1）及び支店等に委任する場合の支店長等の氏名等を照会することがあります。
（※1）役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。（監査役、監事、合資会社の有限責任社員、事務局長などは含まない。）
- ③支店登録であっても、本店からの提出となります。

(指名登録用)

暴力団排除に関する誓約書兼同意書

【見本】

令和 年 月 日

糸島市長 月形 祐二 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名

ここは必ず本店での記入になります。

令和5年度の糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査申請をするにあたり、下記の項目について誓約いたします。

記

1. 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当しません。また、その経営に実質的に関与していません。
 - (1) 役員等（糸島市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（糸島市暴力団排除条例（平成22年糸島市条例第200号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又はその配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの
 - (2) 暴力団（糸島市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団、暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用しているもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (5) 暴力団、暴力団員又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員の配偶者であることを知りながらこれらを利用しているもの
2. 当社（私）は、糸島市から前項各号に該当するものか否かを確認するため履歴事項全部証明書等必要書類の提出を求められたときは、速やかに提出することを同意します。
3. 当社（私）は、本誓約書兼同意書及び糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査申請で記載した情報を、糸島市が福岡県警に提供することを同意します。
4. 当社（私）は、役員を含む従業員全ての者に、前各項の項目を十分に説明し、全ての項目において同意を得ていることを誓約します。

以上

書類No.8：建設業許可添付書類（営業所一覧表（別紙二（2））又は営業所の許可が確認できるもの

書類No.9：建設業許可添付（専任技術者一覧表（別紙四））又は営業所の専任が確認できるもの

▼糸島市では、建設業法の遵守に努め、「本店または支店の専任技術者の配置状況」、「本店または支店の許可状況」の確認のため、建設業許可申請提出時に添付した書類を求めています。ただし、写しでも差し支えありません。また、これらに代わる書類があればその提出でも可能です。

書類No.10：税の未納のない証明書～消費税・地方消費税の納税が確認できるもの～（納税証明書）

▼納税証明書（その3）、「その3の2」または「その3の3」のいずれかの提出が必要です。（※有効期間は提出日の3ヶ月前までです。）

書類No.11：税の未納のない証明書～糸島市税～

（糸島市内の本店または支店等で申請する希望者のみ）

書類No.12：所在地証明書※新規のみ（設立間もなく、書類No.11が発行されない場合）（糸島市内の本店または支店等で申請する法人のみ。

※個人事業主の場合は不要。）

▼糸島市に納税義務がある事業者（法人、個人、代表者から委任を受けた受任者）が対象となります。法人市民税、たばこ税、軽自動車税、固定資産税など事業者が課税対象を有する場合は提出が必要となります。

所在地証明書は、糸島市に納税義務があり、事業所として適切に届出（法人市民税設立届）を行い、課税がなされているか確認するための書類となります。


（※有効期間は提出日の3ヶ月前までです。）

No.11 納税証明書

| 納 税 証 明 書 | |
|-----------|--|
| 住所（所在） | |
| 氏名（名称） | |

1 現在、市税の滞納がないこと。


上記のとおり相違ないことを証明します。
令和元年5月22日

糸島市長 月形 祐二 

No.12 所在地証明書

| 所 在 地 証 明 書 | |
|-------------|--|
| 所 在 地 | |
| 名 称 | |
| 備 考 | |

上記の通り台帳に登録されている事を証明します。
令和元年 5月29日

糸島市長 月形 祐二 

書類No.13：障がい者雇用状況の添付書類 「障害者手帳」等
書類No.14：障がい者雇用状況の添付書類 「雇用証明書類」
(糸島市内の本店または支店等で建設工事の登録を希望する者のみ)

▼事業所の常時雇用従業員数が **43.5** 人以上（民間企業の法定雇用率 **2.3%**）の事業所は障がい者の雇用が義務付けられています。※障がい者雇用に係る詳細については、厚労省のホームページを参照してください。

糸島市内の本店または支店等で建設工事の登録を希望される方が該当します。該当する方は、入札参加資格審査申請書（Excel）のH.業態調書の(2)障がい者雇用状況に必要事項を入力し、No.13、No.14の必要書類を提出してください。

糸島市では、障がい者の雇用状況により、次のとおり、総合数値に係る主観点数を加算します。

- (1) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する身体障がい者又は知的障がい者の雇用状況の報告義務（以下「障がい者雇用状況の報告義務」という。）を有し、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の6月1日現在で同法に規定する法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用している場合で、法定雇用障がい者数と同数の障がい者を雇用している場合は5点、法定雇用障がい者数を超えて障がい者を雇用している場合は10点を加算する。
- (2) 障がい者雇用状況の報告義務がなく、かつ、入札参加資格審査申請日以前の直近の決算期現在で1人以上の障がい者を雇用している場合は10点を加算する。

総合数値とは、「土木一式工事」、「建築一式工事」における等級に応じた競争入札参加資格となる等級別格付を行う際の基準点となります。等級が上位になれば、予定価格が高い競争入札に参加できるメリットがあります。

総合数値＝客観点数＋主観点数

客観点数＝経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の総合評定値（P点）

主観点数＝子育て応援宣言企業登録事業者（福岡県内）＋障がい者雇用事業者（市内）＋保護観察対象者雇用事業者（市内）＋糸島市消防団協力事業者（市内）

＋(一)糸島市発注工事成績評定値

※添付書類

(1) 障がい者雇用状況の報告義務がある方は、次の書類を添付してください。

入札参加資格審査申請提出日以前の直近の6月1日現在で、主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し

例 1) 入札参加資格審査申請提出日が令和 5 年6月20日で報告書提出済みの場合、令和 5 年6月1日現在の状況を公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付する。

例 2) 入札参加資格審査申請提出日が令和 5 年6月1日で報告書未提出の場合、令和 4 年6月1日現在の状況を公共職業安定所に報告した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付する。

(2) 障がい者雇用状況の報告義務がない方は、次の書類を添付してください。

- ① 雇用している障害者の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し
- ② 上記①の者を雇用していることを証する書類（健康保険被保険者証、賃金台帳又は出勤簿の写し等）

書類No.15：地域貢献活動評価申請書（建設工事）

（糸島市内の本店または支店等で建設工事の登録を希望する者のみ）

書類No.16：地域貢献活動評価の添付書類「雇用契約書または採用通知書」

書類No.17：地域貢献活動評価の添付書類「賃金台帳または出勤簿」

▼糸島市では、安全安心まちづくりの一環として保護観察対象者を雇用する協力事業者に対して、総合数値に係る主観点数として 5点を加点します。更生保護における就労支援についての詳細は、法務省のホームページを参照してください。

| | |
|---|------------------------------------|
| 【見本】 | 地域貢献活動（保護観察対象者等雇用）評価申請書 |
| | 令和 年 月 日 |
| 糸島市長 様 | |
| 私は、糸島市一般（指名）競争入札参加資格審査において、以下について地域貢献活動の評価を受けたいので申請します。 | |
| 申請者 | 所在地 商号又は名称 代表者氏名 |
| 評価対象項目 | 保護観察対象者等の雇用 (保護観察対象者・更生緊急保護対象者) |
| 協力雇用主登録日 | 年 月 日 |
| 経営事項審査の審査基準日 | 年 月 日 |
| 保護観察中の者又は更生緊急保護中の者の雇用期間 (上記審査基準日以前1年の間において、同一者を3ヶ月以上雇用した又は雇用していること。) | 年 月 日 ～ 年 月 日 |
| ※これから上は、申請者にて記入・押印してください。 | |
| 審査基準日以前1年の間において、保護観察対象者等を3か月以上雇用した又は雇用していることを確認します。 | |
| 令和 年 月 日 | 福岡保護観察所長 印 |

書類No.18：糸島市消防団協力事業所表示制度実施要綱に係る認定証明書
(糸島市内の本店または支店等で建設工事の登録を希望する者のみ)

▼糸島市消防本部では、消防団活動に積極的に協力している事業所等に対して表示証を交付しています。

認定を受けている事業所に対し、総合数値に係る主観点数として 10 点を加点します。

～認定基準～

以下のいずれかに適合している事業所が認定を受けられます。

- ①従業員が50人以上の事業所等で、消防団員が複数名入団している事業所等
- ②従業員が50人未満の事業所等で、消防団員が1人以上入団している事業所等
- ③災害活動時に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- ④その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、消防長が特に優良と認める事業所等

消防団協力事業所表示制度認定証明願

年 月 日

糸島市消防本部

消防長 様

※支店登録の場合は委任先の住所、
商号または名称、支店長等名の記載
をしてください。

住 所

（所在地）

氏 名

（法人名）

印

（電話番号 TEL — — ）

糸島市消防団協力事業所表示制度実施要綱第6条第2項の規定により、下記事業所は消防団協力事業所として認定されていることを証明してください。

記

| 事業所名 | 所在地 | 初回認定年月日 | 主担当市町村 | 表示連名市町村 |
|------|-----|---------|--------|---------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

消防団協力事業所表示制度認定証明書

認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

糸島市消防本部

消防長 ○○ ○○ 印

書類No.19：子育て応援宣言企業登録証

▼福岡県内の本店または支店等で登録を希望する事業者が対象となる書類です。福岡県では、仕事と家庭の両立ができる職場づくりを目指して実施する企業・事業所（以下「企業等」という。）の「子育て応援宣言」登録制度により、「登録証」の交付を受けた企業等を評価する制度です。糸島市においても、この制度に賛同し推進することで労働環境の改善を目指しています。登録している事業所に対し、総合数値に係る主観点数として 3点を加点します。

～子育て応援宣言企業登録証～



書類No.20：登録証明書等
(測量等、物品役務の該当者のみ)

▼測量等または物品役務を希望する事業者が対象となる書類です。業務履行に必要な許認可、届出、登録証等が必要な場合は、その写しまたはその証明書等を添付してください。(P7~P15 参照)

書類No.21：財務諸表
(測量等、物品役務のみ)

▼測量等または物品役務を希望する事業者が対象となる書類です。入札参加資格は経営状態が健全であることが必須要件となります。法人は直近の決算における「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書(対象者のみ)」を、個人事業者は「収支内訳表」、「損益計算書」、「貸借対照表」等の写しを提出してください。

(次ページ以降参照してください。)

財 務 諸 表

(個人用)

| 貸 借 対 照 表 | | | | | |
|-----------|----------------|----------------|-------------------|----------------|----------------|
| (単位：千円) | | | | | |
| 期 科目 | 自 年 月 至 年 月 | 自 年 月 至 年 月 | 期 科目 | 自 年 月 至 年 月 | 自 年 月 至 年 月 |
| | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 |
| 現金預金 | | | 支払手形 | | |
| 受取手形 | | | 買掛金 | | |
| 売掛金 | | | 短期借入金 | | |
| 有価証券 | | | 未払金 | | |
| 商 品 | | | 未払費用 | | |
| 材料貯蔵品 | | | 預 り 金 | | |
| その他流動資産 | | | その他流動負債 | | |
| 貸倒引当金 | △ | △ | 流動負債計 | | |
| 流動資産計 | | | 長期借入金 | | |
| 建物・構築物 | | | その他固定負債 | | |
| 機械・運搬具 | | | 固定負債計 | | |
| 工具器具・備品 | | | 純資本金(元入金)(イ) | | |
| 土 地 | | | 事業主借勘定(ウ) | | |
| | | | 事業主貸勘定(エ) | △ | △ |
| その他固定資産 | | | 当期利益(オ) | | |
| 固定資産計 | | | | | |
| 繰延資産 | | | | | |
| 合 計 (ア) | | | 合 計 (カ) | | |
| | | | 次年繰越純資本金 (キ) | | |

損 益 計 算 表

(単位：千円)

| 期 科目 | 自 年 月 至 年 月 | 自 年 月 至 年 月 | 期 科目 | 自 年 月 至 年 月 | 自 年 月 至 年 月 |
|-------------|----------------|----------------|---------------------|----------------|----------------|
| | 千円 | 千円 | | 千円 | 千円 |
| 売 上 原 価 | | | 商 品 売 上 高 | | |
| 販売費及び一般管理費 | | | 兼 業 売 上 高 | | |
| 小 計 (B) | | | 小 計 (総 売 上 高) | | |
| 営業外費用 (C) | | | 営 業 外 収 益 | | |
| 当期利益 (D) | | | (当 期 損 失) (D) ’ | | |
| 合 計 (E) | | | 合 計 (A) | | |

※参考資料

| | | | | | |
|------|-------|--|------|-------|--|
| 流動資産 | 現金預金 | 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形郵便、為替証明、当座預金、郵便貯金等 | 流動負債 | 支払手形 | 営業取引に基づいて発生した手形債務 |
| | 受取手形 | 営業取引に基づいて発生した手形債権（割り引いたものがある場合は割引高を控除） | | 買掛金 | 通常の取引によって発生した営業上の未払額 |
| | 売掛金 | 通常の取引によって発生した営業上の代金の未収額 | | 短期借入金 | 履行期が決算期後1年以内に到達する借入金又は到達すると認められるもの |
| | 有価証券 | 取引所の相場のある株式及び社債（国債、地方債その他の債権を含む）で決算期後1年以内に処分する目的で保有するもの。 | | 未払金 | 物件購入代金等の未払金が履行期限が決算期後1年以内に到来すると認められるもの |
| | 商品 | 販売の目的で他から仕入れた商品の棚卸高 | | 未払費用 | 未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容としている契約に基づいて決算期までに提供された役務に対する未払額 |
| | 材料貯蔵品 | 製品を製造するために使用する材料及び消耗工具並びに事務用消耗品等の棚卸高 | | 預り金 | 営業取引に基づいて発生した預り金及び従業員からの預り金 |

| | | | | | |
|------|---------|---|----------|-------------|--|
| | △貸倒引当金 | 受取手形、完成工事未収金等流動資産の部に属する債権に対する貸し倒れ見込み額を一括して記入 | | | |
| 固定資産 | 建物・構造物 | 営業用として使用している建物、構造物の期末帳簿類（住居と併用している場合は、営業用に使用している坪数の全坪数に対する割合で案分した額を記入、借用している建物は含まない。） | 固定負債 | 長期借入金 | 短期借入金以外の借入金 |
| | 機械・運搬具 | 営業用として使用しているプレス機械、旋盤、工作機械類及び船舶並びに自動車等の期末帳簿類 | | 純資本金（元入金） | 前年末の次年繰越純資本金元入金ともいう。 |
| | 工具器具・備品 | 各種の工具、器具、備品で耐用年数が1年以上であり、取得価格が相当額以上であるものの期末帳簿類 | | 事業主借勘定 | 事業主が営業外資金から事業のために借りたもの（事業主個人の金を出資したもの、すなわち元入金に属するもの） |
| | 土地 | 営業用として使用する土地で、借地として含まない。 | | 事業主貸勘定 | 事業主が営業の資金から家事費に充当した金額 |
| | 繰延資産 | 繰延資産 | | 当期利益（△当期損失） | 当年利益金（当年損失金） |
| 繰延資産 | 繰延資産 | 繰延資産 | | | |
| 合 計 | | 左右の合計は必ず一致すること | 合 計 | | 左右の合計は必ず一致すること |
| | | | 次年繰越純資本金 | | 次年の純資本金（元入金）となる |

【点検事項】

(1) 当期利益（当期損益）

① $(D) = (A) - [(B) + (C)]$ …… マイナスとなる場合は、当期損失 (D) ' に記入する

② $(D) = (オ)$ 、 $(D)' = (オ)$ …… 損益計算書の額と貸借対照表の額は同額。

(2) 次年繰越純資本金

$(キ) = (イ) + (ウ) + (オ) - (エ)$ 又は、 $(キ) = (イ) + (ウ) - (オ) - (エ)$

(3) 貸借対照表又は損失計算書の合計は、同期間において左右同額であること。

$(ア) = (カ)$ 、 $(E) = (A)$

4 電子申請の入力

電子申請はインターネットで行います。電子申請サイトは、申請期間（令和5年6月1日から令和5年6月30日まで）のみ利用が可能です。

糸島市公式ホームページの「企業・事業者」→「入札・契約情報」→「指名登録」→「令和5年度 糸島市一般(指名)入札参加資格審査申請の受付について」ページの電子申請サイト（外部サイト）をクリックするとアクセスできます。

申請にあたっては、申請要領及び電子申請の操作マニュアル等をご確認ください。

本システムを初めて利用される方は利用者登録を行ってください。既に他の自治体への申請で登録済の方は必要ありません。

【注意事項】

- 虚偽の申請をした場合は、入札参加資格の取消、入札参加停止、契約解除等の措置を受けることがあります。

5 補正手続きについて

提出された書類に不備や不足がある場合は、申請書を受理できません。また、提出された書類が電子申請の内容と異なる場合も受理できません。

市の審査が完了すると、「受理」または「差し戻し(補正要求)」メールが送信されます。「差し戻し(補正要求)」メールが到着した場合は、すみやかに再申請を行ってください。

6 競争入札参加資格の認定及び公表

糸島市では、資格の認定は令和5年9月1日付けで行います。入札参加資格が「有」と審査された方は、「令和5年度 糸島市一般（指名）競争入札参加資格者名簿」に掲載します。

資格名簿は、糸島市役所財政課及び糸島市公式ホームページで公表します。個別に郵送はいたしません。

登録内容に変更が生じてもホームページに公表している名簿の改訂はいたしません。

【注意事項】（建設工事）

• 公共工事を直接請け負う建設業者は、建設業法第27条の23第1項において経営事項審査（以下「経審」といいます。）を受けることが義務付けられています。また、工事の請負契約を締結することができるのは、経審の結果通知書に記載された審査基準日（決算日）から1年7ヶ月の間に限られていますので、公共工事を請け負おうとする建設業者は毎年定期的に経審を受けなければなりません。

• 指名競争入札について、糸島市指名競争入札参加者指名基準規程に基づき入札参加者を選定しますが、地域要件や地場企業育成の観点から必ずしも指名があるとは限りません。

不適格業者の排除について

糸島市では、不良不適格業者を排除することで、公共事業の健全化、地場企業の育成及び公正な競争を確保することを重点課題としています。

つきましては、抜き打ちで調査を実施し、事業所の本店又は支店の機能を有していない者、ペーパーカンパニーと思われる事業所については、糸島市指名停止等措置規程別表第1の1（虚偽記載）に該当するものとして、指名停止措置になる場合があります。

7 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の認定を受けた方は、令和5年9月1日から令和7年8月31日までの2年間、一般競争入札または指名競争入札の参加資格を有します。

▼期間中は入札参加資格登録（随時受付）をいたしません。

▼申請期間中の希望業種の追加または変更はできません。ただし、許認可等の消滅による希望業種の取下げはできます。

▼登録後、吸収合併等により、親会社から子会社に引き継ぐことは可能ですが、暖簾分け等の行為や申告が遅れた場合は、変更できないことがあります。変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。

▼有効期間中に重要な変更が生じた場合（営業所の専任技術者の異動や退職、許認可等の失効、支店本店の移転、従たる営業所の廃止、代表者または委任者の変更等）は、速やかに変更届を提出してください。提出が遅れた場合は、入札に参加できないことがあります。

【変更が認められないケース】

- いわゆる「暖簾分け」により入札参加資格の地位を承継しようとする場合
- 相続により、その者が営業のために使用していた財産の全てを相続した相続人が、当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合、承継の承認申請時期が、前事業主が死亡した日の翌日から起算して5か月を経過しているとき
- 競争入札参加資格を有する個人がその営業を廃止し、その者が営業のために使用していた財産の全てを提供して設立した会社が当該入札参加資格の地位を承継しようとする場合、承継の承認申請時期が、承継人が法務局に法人設立登記をした日の翌日から起算して5か月を経過しているとき

8 よくある質問（FAQ）

過去に問い合わせが多かった質問をご紹介しますので、よくご確認ください、ご質問いただきますようによろしくお願ひします。

（1）申請項目・様式について

▼Q1：建設工事は第3希望まで申請してもいいのですか。

△A1：糸島市内の本店又は支店等で登録を希望する場合、申請が可能です。

▼Q2：希望する営業種目に該当する専門分野がありません。どうしたらよいですか。

△A2：建設工事、測量等は類似する営業種目を選び、専門分野に「その他」がある場合は、「その他」を選んでください。物品役務については、営業種目の「その他」を選んでください。ただし、出来る限り類似する営業種目を選択してください。

▼Q3：請負代金が500万円以下の建設工事で、建設業許可が無く、経営事項審査を受けていないが、申請できますか。

△A3：糸島市では、全ての建設工事について、「建設業許可を有すること」及び「経営事項審査を受けていること」を資格要件としていますので、申請できません。

▼Q4：使用印鑑届の会社名記入欄に押印は必要ですか。

△A4：不要です。

▼Q5：印鑑証明の提出は必要ですか。

△A5：不要です。

▼Q6：障がい者雇用の報告義務がある者とそうでない者の基準は何ですか。

△A6：常時雇用人数が **43.5人**以上（民間企業の法定雇用率 **2.3%**）の事業所は報告の必要があります。**除外率等もあるため、詳しくは、厚生労働省のHP等でご確認ください。**

▼Q7：男女共同参画推進状況報告書は糸島市外の業者でも必要ですか。

△A7：申請者全員が対象となります。

▼Q8：財務諸表の対象を教えてください。

△A8：財務諸表は、個人と法人で対象が異なります。

個人の方で、令和4年分確定申告書を「青色申告」された方は、令和4年分所得税青色申告決算書の「損益計算書」、「貸借対照表（資産負債調）」をそうでない方は「令和4年分収支内訳書」を提出してください。法人については、「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本金変動計算書」を提出してください。

また、様式については、P45～P47を参照してください。

▼Q9：希望営業種目契約実績の発注機関が法人税法別表1に該当する項目ではないが、準ずる団体等がありますか。

△A9：官公庁の出資が100%であれば、財団法人等も実績として認めています。

▼Q10：新規事業として立ち上げたばかりで、初年度で決算日が到来していない。財務諸表や決算書の作成ができない。どうすればよいですか。

△A10：経営の健全状況を知る必要があります。財務諸表に代わるもの、または見込み額等で示してください。

(2) 電子申請サービスについて

▼Q11：会社のメールアドレスは1つしか登録できないのですか。

営業の担当者メールアドレスも登録したいのですが。

△A11：1つの申請につき、1メールアドレスでお願いします。

なお、1つの会社でも建設と物品の両方に登録する場合は、1つの申請につき1メールアドレスのため、メールアドレスが建設と物品でそれぞれ異なっても構いません。

▼Q12：電子申請ができる環境がありません。どのようにしたらよいですか。

△A12：糸島市では、今後インターネットを中心に作業をしていただくこととなります。お手数ですが、電子申請が出来る環境を準備していただくか、各種組合または協会、商工会、行政書士等を活用してください。

▼Q13：添付ファイルは自社の名称に変更したらよいですか。

△A13：初期状態のまま添付してください。

▼Q14：希望営業種目契約実績が無い場合は、どのように入力したらよいですか。

△A14：空欄で構いません。

▼Q15：希望営業種目契約実績をどのように入力したらよいですか。

△A15：入札参加資格審査申請書(Excel)のH.契約実績に入力してください。契約内容については、できる限り簡潔に入力してください。契約名称が長い場合は、地区名、年度、査定番号、発注番号等は省略しても構いません。なお、本店・支店等どちらの実績でも記入可能です。

▼Q16：ホームページ上のEXCELやPDFが展開できません。

△A16：御社のセキュリティーソフトやサーバー管理者のセキュリティー権限によりダウンロード等に制限が課せられていることがあります。また、他のアプリケーション等が干渉することがあり、拡張子が「.xlsx」が勝手に「.zip」や「.html」に変更されることがあります。IEのバージョン等を確認してください。「拡張子を変更する」等により対応してください。

(3) 税について

▼Q17：「市税の未納のない証明」について教えてください。

△A17：令和元年度の申請から、糸島市内の本店・支店等で登録を希望する場合にのみ、提出していただくように変更しています。

法人による申請であって、本店及び支店等の代表者個人が糸島市在住の場合、それぞれ個人の証明書も提出してください。

なお、糸島市以外の自治体(福岡県、福岡市、大野城市等)の証明書は不要です。

▼Q18：「所在地証明書」について教えてください。また、支店等名義でも発行されますか。

△A18：糸島市内の営業所で設立届けを出されている場合に発行が可能な証明書になります。(ただし個人事業主は除く)設立直後の場合でも発行が可能であり、支店名義でも発行できます。(※R1.5.29 変更)

▼Q19：本店または支店が糸島市にありますが、法人市民税を納付していません。どのように手続きを開始したらよいですか。

△A19：速やかに法人市民税設立届を糸島市役所税務課に提出してください。なお、提出できない場合は、糸島市内業者として入札参加に関する優遇を受けることができません。

▼Q20：消費税及び地方消費税の納税証明書は写しでよいですか。

△A20：PDF ファイルでの提出になります。

▼Q21：消費税及び地方消費税の納税証明書は、その3、その3の2、その3の3の様式がありますが、全て提出しなければなりませんか。

△A21：どれも消費税及び地方消費税の納税にすることが記載されているので、どの様式でも構いません。

（その3：消費税、その3の2：消費税及び所得税、
その3の3：消費税及び法人税）

（4）その他

▼Q22：経営事項審査（以下「経審」）はいつ以降のものが有効ですか。

△A22：糸島市の登録基準日は「令和5年9月1日」からになりますので、審査基準日が「令和4年2月28日」以降のものが有効となります。

▼Q23：経審が決算日及び審査日程の関係で提出が間に合わない。どうしたらよいですか。

△A23：経審の審査を受けていることが判る書類（申請書に受付印があるもの）の写しを添付してください。ただし、「令和5年8月31日」までに提出されない場合は、登録ができない場合や入札等に参加できない場合がありますのでご注意ください。

▼Q24：基準日が令和4年2月28日よりも以前の経審は無効であるが、申請中で、近日中に結果が判ります。電子申請の入力はどうしたらよいか。

△A24：Q23を参照してください。また、電子申請の入力は予定審査基準日とし、評定値は「0」を入力してください。

▼Q25：行政処分措置を受けている場合は、どのようにしたらよいですか。

△A25：以下の事案の場合は、速やかに財政課に報告して下さい。場合によっては、登録できないことがあります。

- 営業の休止、再開、廃業したとき
- 営業停止命令を受けたとき
- 金融機関から取引を停止されたとき
- 代表者が成年被後見人、被保佐人、被補助人および破産者で復権を得ない者（特別な事情は除く。）となったとき
- 事業主が死亡したとき
- 法人を解散したとき、または合併したとき
- 会社更生法、民事再生法等に基づく申立を行ったとき、または、手続き開始の決定があったとき
- 役員または使用人などが法令に違反するなど不正行為により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
- 監督行政庁から行政処分を受けたとき
- 独占禁止法の規定による勧告、または、課徴金納付命令を受けたとき
- 糸島市内において、工事等の公衆災害や事故を起こしたとき
- 国、福岡県から指名停止等の措置を受けたとき

▼Q26：MLAPとはどういう意味ですか。

△A26：MLAPとは特定計量証明事業者認定制度といい、ダイオキシン類のごく微量の物質でも環境に与える影響が大きいものについて、正確に濃度を計量できる技術を有する事業者を認定する制度です。測量等で専門分野が諸調査を希望する申請に該当します。

▼Q27：決算書が日程の関係上出せません。また、株主総会後でないという情報が出せません。どうしたらよいですか。

△A27：決算書等が間に合わない場合は、前年度の決算書を提出してください。ただし、前年度と大幅な経常利益の減額、流動負債の増加等がある場合は、新しい決算書または理由書等を添付してください。

▼Q28：近日中に代表者等（商号や本店又は支店の所在地）を変更する予定または見込みがありますが、どのように申請したらよいですか。

△A28：申請時点の代表者で提出し、変更となった後、速やかに糸島市ホームページ（「企業・事業者」→「入札・契約情報」→「申請・様式」→「契約・入札様式」にある「入札参加資格審査申請書変更届」（以下「変更届」という。）を提出してください。ただし、登録基準日（令和5年9月1日）までに法人登記簿や定款等で確実に処理が完了する見込み

がある場合は、新しい情報で申請してください。

▼Q29：現在の登録情報を変更していなかった。どうしたらよいですか。

△A29：現在の登録情報を変更しますので、変更届と申請書の両方を提出してください。

▼Q30：本店登録から支店（委任先）登録にしたい。手続きはどのようにしたらよいですか。また、支店を糸島市に設立した場合のメリットはありますか。

△A30：変更届を提出してください。また、支店を糸島市内に開設した場合は、事業所としての実態、常時従業員の配置、市税の納税状況等を確認後、優先的に指名を受けることができます。経営状況の健全度や契約の履行状況等を一定期間確認して判断いたします。

▼Q31：次回の募集はいつですか。

△A31：次回募集（受付）は2年後の6月を予定しています。

なお、競争入札参加資格は9月1日から2年間有効です。

▼Q32：競争入札参加資格申請の追加募集は行っていますか。

△A32：糸島市では追加募集（随時受付）は行っていません。

▼Q33：競争入札参加資格者名簿はいつ頃ホームページに掲載されますか。

△A33：令和5年9月上旬に掲載します。

▼Q34：代表者の変更や委任先の住所等の登録内容を変更したが、公表されている競争入札参加資格者名簿の内容は変更されますか。

△A34：変更届で受理した内容は、随時、反映されますが、公表している有資格者名簿は2年間修正しません。

▼Q35：作成上の留意点はありますか。

△A35：提出書類確認表にある項目かつ糸島市指定様式で提出し、独自の様式や国、福岡県または他の自治体の様式を使用しないでください。

9 問合せ先

【問合せ日時】 土・日・祝日を除く
平日 8 時 30 分～12 時 / 13 時～17 時 15 分

【問合せ先】 〒819-1192
福岡県糸島市前原西一丁目1番1号
糸島市役所 経営戦略部 財政課 契約検査係
電話番号： 092-323-1111（代表）
092-332-2102（直通）
ファックス：092-324-0239
糸島市公式ホームページURL：<https://www.city.itoshima.lg.jp>
糸島市役所 財政課 e-mail：zaisei@city.itoshima.lg.jp

- ▼申請処理状況に関する問合せは、一切受け付けません。
- ▼訪問による質疑等の対応は行いません。
- ▼メールで質疑される場合は、事前に電話連絡をお願いします。